

第 27 回 国 際 協 力 銀 行 債 券
発 行 要 項

1. 債券の名称 第 27 回国際協力銀行債券
2. 債券の総額 金 500 億円
3. 社振法の適用 本債券は、社債等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。以下「社振法」という。）の規定の適用を受けるものとし、同法第 67 条第 1 項の規定により本債券の証券は発行しない。
4. 各債券の金額 1,000 万円
5. 利 率 年 1.77 パーセント
6. 発行価額 額面 100 円につき金 99 円 97 銭
7. 償還金額 額面 100 円につき金 100 円
8. 償還の方法及び期限
 - (1) 本債券の元金は、平成 29 年 3 月 17 日にその総額を償還する。
 - (2) 本債券を償還すべき日（以下「償還期日」という。）が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。
 - (3) 本債券の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。
9. 利息支払の方法及び期限
 - (1) 本債券の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成 19 年 9 月 20 日を第 1 回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年 3 月 20 日及び 9 月 20 日の 2 回に、各その日までの分として本債券の 1 年分の利息の半分に相当する金額を支払う。
 - (2) 払込期日の翌日から平成 19 年 9 月 20 日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもって計算する。
 - (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。
 - (4) 償還期日後は、利息をつけない。但し、償還期日に本債券の償還を怠った場合には、償還期日の翌日から実際に国際協力銀行（以下「当行」という。）から本要項第 12 項に定める本債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）への本債券の元利金にかかる支払が行われた日までの日数につき本要項第 5 項に定める利率により計算される金額（以下「経過利息」という。）を支払う。経過利息は、半か年の日割をもって計算する。
10. 担 保
本債券の債権者（以下「本債権者」という。）は、国際協力銀行法（平成 11 年法律第 35 号）の定めるところにより、当行の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
11. 元利金の支払
本債券にかかる元利金は、社振法及び本要項第 23 項に定める振替機関が定める社債等に関する業務規程その他の規則及び業務処理要領（以下「業務規程等」という。）に従って支払われる。なお、当行は、国際協力銀行法第 45 条第 12 項及び業務規程等に従って、受託会社に本債券の元利金を支払うことによって、本債券の元利金にかかる債務を免責されるものとする。
12. 募集の受託会社
 - (1) 国際協力銀行法第 45 条第 11 項に基づく本債券の募集の受託会社は、株式会社三菱東京 U F J 銀行とする。
 - (2) 受託会社は、本債権者のために弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
 - (3) 受託会社は、本債権者のために、公平かつ誠実に本債券の管理を行うものとする。

- (4) 受託会社は、本債権者に対し、善良な管理者の注意をもって本債券の管理を行うものとする。
- (5) 受託会社は、本要項各項のほか、法令及び当行と受託会社との間の平成 19 年 5 月 17 日付第 27 回国際協力銀行債券募集委託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める義務及び権限を有する。本債権者は、委託契約に定める受託会社の権限及び義務に関する全ての規定の利益並びに受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。
- (6) 受託会社は、法令、本要項、委託契約及び本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）の決議に違反する行為をしたときは、本債権者に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

13. 期限の利益喪失事由

本債券の期限の利益喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当行が本要項第 8 項又は第 9 項の規定に違背し、5 営業日以内に履行又は治癒されないとき。
- (2) 当行が発行する本債券以外の債券若しくはその他の借入金債務についての期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても 5 営業日以内にその弁済をすることができないとき、又は当行以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当行が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、当該債務にかかる契約上定められた保証債務を履行すべき期間の最終日から 5 営業日以内にその履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 50 億円を超えない場合は、この限りではない。
- (3) 本債券の償還期日前に当行が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ、本債券の債務が承継されないことが明らかとなったとき。
- (4) 法令若しくは裁判所の決定により、当行又は当行が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、株式会社における会社更生、特別清算その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。

14. 公告の方法

- (1) 当行は、本債券に関し、本債権者の利害に関係する事項であって、受託会社が本債権者に通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
- (2) 公告は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各 1 種以上の新聞紙に掲載することにより行う。但し、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
- (3) 前号の規定にかかわらず、当行は、法令に別段の定めがある場合を除き、その裁量により、電子公告で本項(1)の公告を行うことができる。

15. 債券原簿の公示

当行は、その本店に本債券の債券原簿（以下「本債券原簿」という。）を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。但し、当行は以下の場合には本債券原簿の閲覧を拒否することができる。

当該請求を行う者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

当該請求を行う者が本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

当該請求を行う者が、過去 2 年以内において、本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

16. 本要項の変更

- (1) 当行は、本債権者に不利益を与えない事項については、受託会社と協議のうえ、本要項

を変更することができる。

- (2) 前号に基づき本要項が変更されたときは、当行はその内容を公告する。但し、当行と受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。

17. 本債券の債権者集会

- (1) 債権者集会は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債権者の利害に重大な影響を及ぼす事項について決議をすることができる。
- (2) 債権者集会は、東京都において行う。
- (3) 債権者集会は、当行又は受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の 3 週間前までに、債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。
- (4) 本債券総額（償還済みの額を除く。また、当行が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の 10 分の 1 以上に当たる本債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。
- (5) 本債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。
- (6) 前号の規定にかかわらず、当行は、その有する本債券については、議決権を有しない。
- (7) 債権者集会において、本項（1）に掲げる事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債権者をいう。以下本要項において同じ。）の議決権の総額の 5 分の 1 以上で、かつ当該債権者集会に出席した議決権者の議決権の総額の 3 分の 2 以上の議決権を有する者の同意がなければならない。但し、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がなされた場合、かかる決議は効力を有しない。

債権者集会の招集の手續又はその決議の方法が法令又は本要項の定め違反するとき
決議が不正の方法によって成立するに至ったとき

決議が著しく不公正であるとき

決議が本債権者の一般の利益に反するとき

- (8) 本債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当行は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べるることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債権者は、受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。
- (9) 債権者集会の決議は、本債券を有する全ての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は受託会社があたるとする。
- (10) 本項に定めるほか、本債権者の確認方法その他債権者集会に関する手續は当行と受託会社とが協議して定め、本要項第 14 項に定める方法で公告する。
- (11) 本項の手續に要する合理的な費用は当行の負担とする。

18. 追加発行

当行は、随時、本債権者の同意なしに、本債券と初回利払日若しくは発行価額を除く全ての点において同じ要項を有し、本債券と併合されることとなる債券（以下「追加債券」という。）を追加発行することができる。追加債券の払込期日以降、本要項に関する各規定は、当該追加債券にも及ぶものとする。

19. 申込期日 平成 19 年 5 月 17 日

20. 募入方法

応募超過の場合は、本要項第 22 項の引受会社の代表者が適宜募入額を定める。

21. 払込期日 平成 19 年 5 月 28 日

22. 引 受 会 社

野村證券株式会社（代表）
みずほ証券株式会社（代表）
ゴールドマン・サックス証券株式会社
しんきん証券株式会社
新光証券株式会社
大和証券エスエムビーシー株式会社
日興シティグループ証券株式会社
三菱UFJ証券株式会社
メリルリンチ日本証券株式会社
モルガン・スタンレー証券株式会社

23. 振 替 機 関

株式会社証券保管振替機構

24. 発行代理人及び支払代理人

業務規程等に基づく本債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三菱東京UFJ銀行においてこれを取り扱う。

以 上